

# —消費税の税率改正について—

このことについて、平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴う所要の改正である。

## 消費税の課税対象

### 1. 各種手数料

- 1) 土地改良施設他目的使用承認書・同意書  
(し尿浄化槽、流末、占用、農道使用ほか)
- 2) 組合費未納及び納入済証明書
- 3) 土地使用目的変更等の同意並びに意見書及び承諾書
- 4) 図面の交付及びコピー代
- 5) 契約、証明書、改良区備付の簿書の閲覧
- 6) 官民境界立会い等
- 7) 給水栓部品代、圃場用給排水柵復旧

### 2. 土地改良施設調査費

### 3. 施設使用料

- 1) 特別排水負担金
- 2) 他目的使用料
  - ① 橋梁及び暗渠
  - ② 広告物
  - ③ し尿処理浄化槽

### 4. 庁舎会議室使用料

改正の時期 …… 平成26年 4月 1日